

# 「上場株式等に係る配当所得等」に係る課税方式について

## 課税方式 1

(原則の課税方式)

市・県民税の特別徴収（引き去り）で完結させる方式

取引時に、所得に対し5%の市・県民税が予め特別徴収（引き去り）されて、課税関係を完結させる方式。したがって、確定申告書の提出は不要。

※ 国税の所得税等も、所得に対し15.315%が源泉徴収されている。

## 課税方式 2

確定申告書の提出により、市・県民税を賦課する方式

納税通知書送達前

納税通知書送達後

所得税と住民税で同じ課税方式

ケース  
①

確定申告書の提出有  
(上場株式等に係る配当所得等の記載有)

納  
税  
通  
知  
書  
送  
達  
日  
(毎年原則5月から6月)

上場株式等に係る配当所得等を含めて、市・県民税を賦課

所得税と住民税で別の課税方式

ケース  
②

市・県民税申告書の提出有  
(上場株式等に係る配当所得等につき所得税と異なる課税方式を選択する旨の記載有)

上場株式等に係る配当所得等につき所得税と異なる課税方式により、市・県民税を賦課

ケース  
③

確定申告書の提出無  
(給与又は年金支払者から、給与又は年金支払報告書の提出は有)

確定申告書の提出有  
(上場株式等に係る配当所得等の記載有)

上場株式等に係る配当所得等を含めずに、市・県民税を再計算して賦課

※ 非課税・未申告である場合は、納税通知書を送付していないため、6月以降に上場株式等に係る配当所得等の申告があった場合も、同所得等を含めて市・県民税を課税することがあります。